



県産の堆肥を 使ってみませんか？

① 埼玉県内で生産されている堆肥

埼玉県内には、
乳用牛が 8,270頭、
肉用牛が 17,000頭、
豚が 94,900頭、
採卵鶏が 2,637千羽、
飼育されています。

【畜産統計】

乳用牛・肉用牛(令和2年度確報)、
豚・採卵鶏(平成31年度確報)

その家畜から毎日出てくる家畜排せつ物は、有用な有機質資源となり、大部分が堆肥として農地に還元されています。

県内畜産農家における、家畜排せつ物の年間排せつ量は、約62・6万トンです(平成30年度埼玉県農林部畜産安全課調べ)。

埼玉県内では、畜産農家の大規模化が進み、家畜排せつ物の全てを自家利用することはできません。また、堆肥は化学肥料を削減した安全・安心な農産物生産に欠かせません。

このため、野菜や米・麦などの生産農家と連携した堆肥の利用が必要で

県内家畜排せつ物量

(単位：トン)

	ふん	尿	計
乳用牛	117,734	45,786	163,520
肉用牛	102,200	44,713	146,913
豚	63,039	126,078	189,117
鶏	126,406	-	126,406
合計	409,379	216,577	625,956

② 堆肥に関する法律

堆肥を含むすべての肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律(以下改正肥料法と略)で規制されています。

肥料は、野菜などの作物の収量や品質を向上させるとともに、長期的な生産を確保するため、土壌

への必要な成分を供給することなどを役割としています。しかし、肥料は見た目では、その効果や安全性を判断できないため、改正肥料法で肥料の分類や成分表示などが規定されています。

堆肥は、改正肥料法の中で特殊肥料に分類されており、埼玉県内で堆肥等の特殊肥料を生産するためには、特殊肥料1銘柄ごとに埼玉県知事への届出が必要です(届出の際には、成分分析結果等も必要です)。このため、届出済みの堆肥は品質が安定しています。

また、これとは別に、肥料を販売するための届出も必要となっています。令和2年には、群馬県や千葉県など6県で、無届けで肥料の販売を行い、肥料取締法違反の罪で書類送検される事例がありました。

ホームセンターなどで購入し、余った肥料などを小分けにして販売することも法律違反となります。堆肥以外の肥料も生産・販売をお考えの場合は、

埼玉県病害虫防除所
(048-539-0662)
にご相談ください。

③ 埼玉県内の堆肥の購入について

埼玉県では、堆肥の利用拡大のため、堆肥生産者リストを公開しています。このリストは埼玉県へ特殊肥料生産業者の届出をしている生産者のうち、公表に同意する畜産農家などを対象としています。是非とも、埼玉県産の堆肥を利用して安心・安全、そして美味しい野菜などを生産してみませんか。

○堆肥生産者リスト
埼玉県農林部畜産安全課HP
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0908/taihiseisansyarisuto.html>

※販売価格や運搬・散布方法等及び一般家庭菜園向けの堆肥販売については、必ず生産者に問合せの上、御確認ください。